

三芳町の 学童保育室

この冊子には学童保育室の利用について基本的な約束ごとをまとめてあります。
学童保育室に在籍している間は大切に保管してください。



■保育の目標

学童保育室は、留守になっている自宅のかわりとして、子どもたちが放課後を過ごすもう一つの家庭です。その中で、たくさんの異年齢の友達と生活を共にしていろいろな事を学び、楽しく有意義に過ごします。

一人ひとりの個性を大切に、子どもらしく豊かにのびのびと育つことを願い、指導するにあたり次の目標をかげています。

1. ルールを守り 人の心を思いやれる子
2. 新しいものに挑戦する意欲のある子
3. ものごとに感動する心を持ち 考える力のある子

学童保育室は、ただ単に家庭が留守になっている間、安全に子どもたちを守るというだけでなく、家庭と共に子どもたちを健全に育成する事を目指しています。

■入室・退室について

学童保育室は、下記の要件のいずれかを満たす常時留守家庭の児童を保護者に代わって保育する施設です。

1. 学童保育室に入室するための要件

1	家 庭 外 労 働	居宅外で労働することを常態としていること。
2	出 産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（産前7週・産後8週） <u>※育児休暇中は利用できません。</u>
3	病 気 ・ ケ ガ	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
4	病 人 の 介 護	長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障がい有する同居の親族を常時介護していること。
5	家 庭 の 災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
6	そ の 他	町長が入室を認める場合

2. 入室対象児童：町立小学校に在籍する1年生から6年生まで

《注意》集団生活に慣れさせるため、あるいは友達と遊ばせたいといった理由だけでは入室の対象となりません。

*内職・ボランティアでの入室はできません。

*仕事が休み等でご家庭での保育が可能な場合は、利用を控えていただけるようお願いします。

*夏休み期間（7月・8月）にかかる利用については、8月のみの利用希望の場合や9月以降も継続入室を希望する場合であっても6月10日（土日祝の場合は翌開庁日）までの申し込みをお願いします。

また、入室状況によっては希望する保育室に入室できない場合もあります。

*他の児童・支援員に危害を加えるなど集団生活が困難になる場合、児童の安全を守るため、お預かりできなくなる場合がありますのでご理解をお願いいたします。

*事故防止のために、全学年の児童に対して原則として保護者（高校生以上）の送迎をお願いしています。

*保育時間内に保護者がお迎えできない場合は、ファミリーサポートを利用いただくか保護者同士が協力し合うなどして、18：30の閉室までにお迎えできるようご対応ください。

3. 退室について

退室する場合は、退室する月の25日までに退室届を提出してください。さかのぼっての退室はできません。

退室の手続きをとっていない場合には、利用の有無に関わらず保育料がかかります。（次ページの4.保育料についてをご覧ください。）

■保育案内

1. 保育時間および休室日について

（1）保育時間

①平日保育（月～金）・・・放課後～18：30

②土曜保育・・・7：30～18：30 ※藤久保第1学童保育室での合同保育となります。

※土曜保育は保護者が仕事で保育が必要な場合のみ利用いただけます。（土曜保育申込書の提出が必要）

③一日保育・・・8：00～18：30（春・夏・冬休みも同様）

夏・冬・春休み・県民の日・運動会などの振り替え休業日は一日保育となります。

（2）休室日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

その他町長が特別な事情があると認めた日、災害時において学校が休校となった場合

2. 保育内容

保育方針に沿って次の内容で保育を行っています。

(1) 平常保育（月曜日～金曜日）

【日程表】

活動内容	説 明
学 習	○学習…宿題等、学習するよう働きかけます。
自由遊び	○自由遊び…自分の好きな遊びを見つけ、自発的な遊びを通して仲間をつくれます。
お や つ	○おやつ…心を満たすおやつ作りを心がけています。
当番活動	○当番活動…自分達でできる事を班毎に交代で行います。（おやつ準備、清掃等）
集団遊び	○集団遊び…異年齢の集団で、様々なルールの遊びを楽しみます。
制作活動	○行事・制作活動…様々な行事をみんなで一緒に行います。また、いろいろな素材で制作を楽しみます。
お 迎 え	



(2) 一日保育（長期休み等）および土曜保育

昼食はお弁当を持参していただきます。水分補給の為、水筒もお願いします。

3. 病気やケガ、事故について

(1) 病気について

- ① 持病のあるお子さんは、前もってお知らせいただきます。
- ② お子さんの体調変化【発熱など】が見られた場合、支援員の判断で職場に連絡をさせていただきます。
- ③ 伝染性の病気は、お子さんが元気な場合でも、医師の許可があるまで登室できません。
- ④ インフルエンザ等による学級閉鎖の場合も登室できません。

(2) ケガや事故について

ケガや事故のないように努めておりますが、思わぬケガも起きる事があります。その時の状態により医師の処置を依頼する場合がありますのでご了承ください。

4. 保育料について

月額 7,000円（月単位のみ）

※保育料については、その世帯の前年度の市町村民税額により決定します。

毎月1日に在室している方にその月分を納めていただきます。

※退室届による退室手続きまたは記載事項変更届による利用期間の変更手続きがなければ出席していなくても利用申請のある月分の利用料は納めていただくことになります。

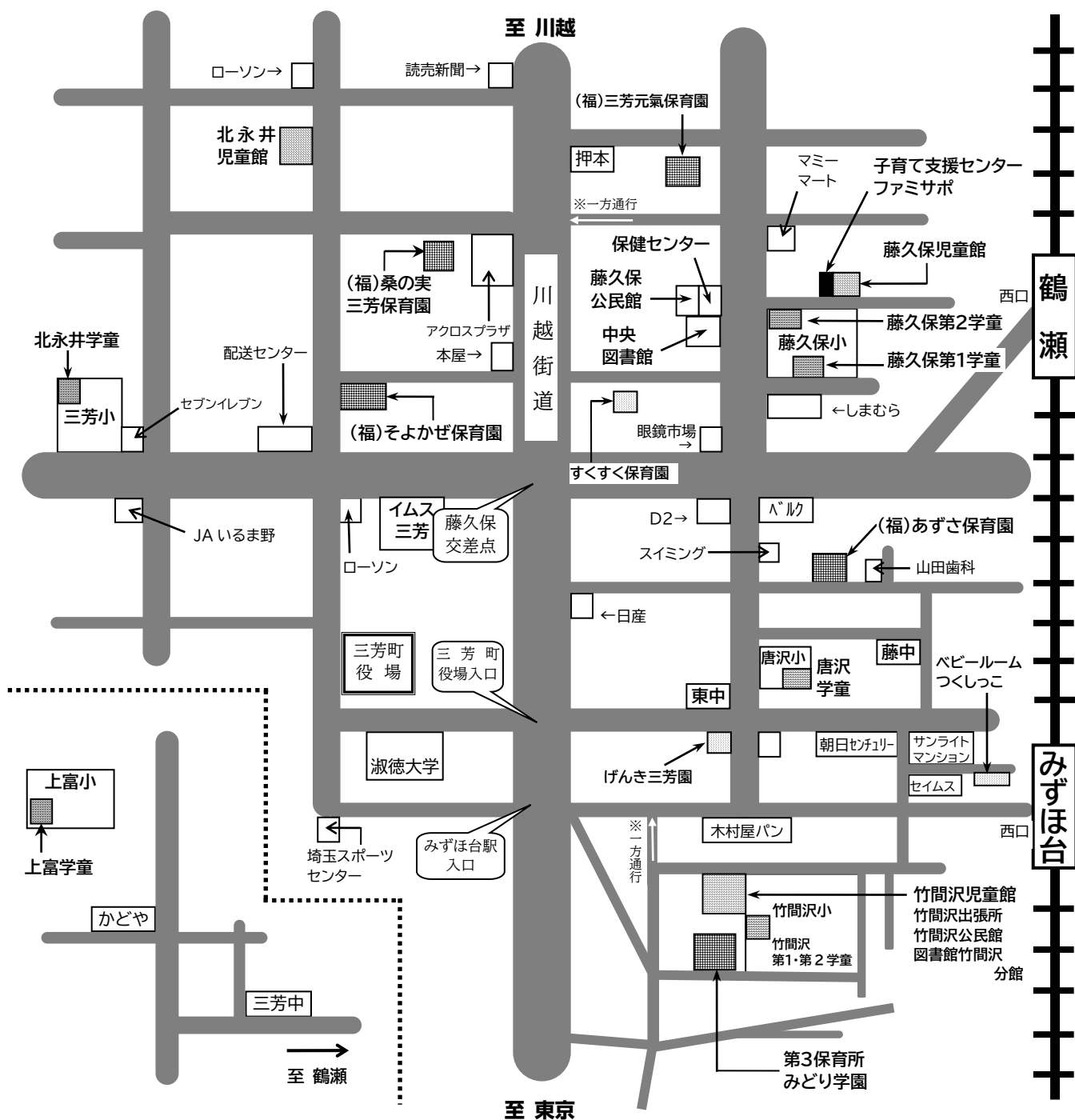
5. その他

- 新年度4月1日からの入室申込みについては、2月10日（土日祝の場合は翌開庁日）が締め切りです。締め切り日翌日以降のお申し込みは5月からの入室となります。
- 居住地や就労状況、世帯構成の変更などの他、入室申込書や保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）の内容に変更が生じる場合や退室するときは、予定や検討中であっても必ず各学童保育室または役場こども支援課保育担当まで速やかにご連絡のうえ、必要な届け出をしてください。
- 入室が決まった後、学童をお休みする時は、その都度、学童保育室へ必ず連絡をお願いします。

【三芳町立学童保育室】

名 称	所 在 地	電話（F A X）
藤久保第1学童保育室	藤久保小学校内 藤久保 7 2 3 7	049-258-4853
藤久保第2学童保育室	藤久保小学校内 藤久保 7 2 3 3	049-258-1263
唐 沢 学 童 保 育 室	唐 沢 小 学 校 内 藤久保 4 1 0 - 2	049-258-0521
北永井学童保育室	三 芳 小 学 校 内 北永井 3 4 3	049-258-3824
竹間沢第1第2学童保育室	竹間沢小学校内 竹間沢 5 5 0 - 1	049-258-3779
上 富 学 童 保 育 室	上 富 小 学 校 内 上 富 1 2 6 7 - 4	049-257-1152
事 務 局	北永井児童館内 北永井 8 0 3 - 4	049-258-9962

案 内 図



【お問い合わせ】 三芳町役場 こども支援課 保育担当 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
電話 049-258-0019 (代) 内線253~255